

福祉生活病院常任委員会資料

(平成31年2月13日)

【件名】

- 1 平成30年度鳥取県・鳥取市合同新型インフルエンザ等対策本部運営訓練について
(健康政策課) . . . 1

福 祉 保 健 部

平成30年度鳥取県・鳥取市合同新型インフルエンザ等対策本部運営訓練について

平成31年2月13日
健 康 政 策 課

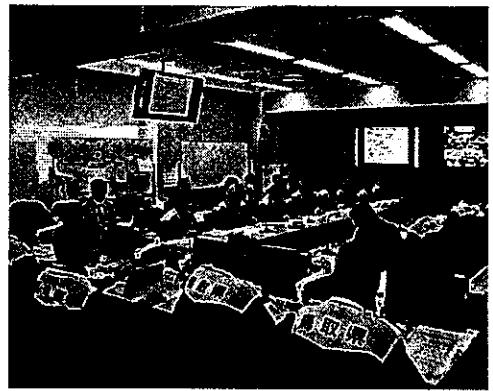
新型インフルエンザ等対策特別措置法第12条に基づき、本県と鳥取市は、新型インフルエンザ等対策本部会議を合同で開催して、初動対応時の対策と連携について確認する訓練を実施しました。

1 訓練日時

平成31年2月5日（火）午後3時～4時

2 参加者

〔県〕知事、副知事及び対策本部本部員（部局長等）並びに支部員
〔鳥取市〕鳥取市長、副市長及び対策本部本部員（部局長等）



3 開催場所

〔県〕県災害対策本部室、東部庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

〔鳥取市〕鳥取市災害対策本部室

※ テレビ会議で、県各所及び鳥取市の会場を連携しました。

市町村、各消防局及び陸上自衛隊第8普通科連隊には、衛星テレビで配信しました。

4 訓練の内容

（1）事案の想定（ステージは海外発生期）

- ・本県と人的交流のあるY国において新型インフルエンザA（H7N9）が発生したことに伴い、本県及び保健所設置市の鳥取市が対策本部を設置し、初動段階から連携して対応する。
- ※県対策本部は新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条による法定設置、鳥取市は任意設置。

（2）訓練で検討した主な対策

- ・発熱相談センターの設置（鳥取市保健所、倉吉保健所及び米子保健所の県内3カ所）
- ・県民・市民及び事業者への啓発（発熱時の受診方法（事前に発熱相談センターへ相談など）、予防対策の実施、流行国への渡航自粛など）
- ・医療体制の準備（帰国者・接触者外来の設置、入院患者の受け入れ準備など）

（3）主な意見及び明らかになった課題

- ・今後とも鳥取市との協調体制を継続して対応することが重要である。
- ・鳥取市は保健所を設置する市となったので、県と緊密な連携を図りながら、東部4町区域も含めてしっかりと新型インフルエンザを含む感染症対応をしていきたい。
- ・新型インフルエンザでも、季節性インフルエンザと同様に、手洗い・マスク着用等の基本的な感染防護策が重要である。
- ・季節性インフルエンザの流行時に、新型インフルエンザが同時流行した場合、医療現場では混乱が生じるため、新型インフルエンザの情報を早めの収集し、医療現場への周知が必要となる。
- ・クルーズ客船の水際対策を検討しておく必要がある。
- ・今後来県する外国人の増加が想定されることから、多言語対応を推進する必要がある。

【対応方針】

- ・県と鳥取市は、各種の訓練等を通じて、今後とも連携を進めていく。
- ・クルーズ船の水際対策や多言語対応については、関係機関や庁内で対応を検討する。
- ・発生時においては、新型インフルエンザの各種情報収集に努め、医療機関への迅速・的確な情報提供体制を構築する。また、県民に対して、日常の感染防護策や医療機関の受診方法などを、平易な言葉で分かりやすく広報する。